

第 37 号議案

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例の一部を改正する条例

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例（令和 2 年足立区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「区長」を「足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第 3 条から第 5 条までの規定中「区長」を「教育委員会」に改める。

第 9 条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 39 年足立区条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会の項を削り、同表教育委員会の部に次のように加える。

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会	日額 8,000 円
------------------------	------------

（提案理由）

民設学童保育室の開設に係る補助金交付の事務を足立区教育委員会に委任することに伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。